

豊明市公共工事前金払事務要領

(平成3年2月8日決裁)

(総則)

第1条 この要領は、市が発注する公共工事の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条、豊明市予算決算会計規則（昭和55年豊明市規則第1号）第68条、豊明市契約規則（昭和47年豊明市規則第16号。以下「契約規則」という。）第52条の2の規定に基づく前金払に関する事務の取扱について定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払のできる経費は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事のうち、次に掲げるものとする。

(1) 土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）のうち、契約金額が、1件500万円以上のもの。

(2) 建設工事の設計、建設工事の調査、建設工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量のうち、契約金額が、1件300万円以上のもの。

(前金払の制限)

第3条 市長が前金払の必要がないと認めるとき、又はその他予算執行上不可能であると認めるときは前金払をしないことがある。

(前金払の割合等)

第4条 前金払の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 第2条第1号の前金払の割合は、契約金額の10分の4以内とする。

(2) 第2条第2号の前金払の割合は、契約金額の10分の3以内とする。

2 継続費に係る2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に対してする。

3 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してする。

4 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年額に対してする。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第1項第1号については、契約金額の総額の10分の4、第1項第2号については、契約金額の総額の10分の3を超えない範囲で前金払をすることができる。

(前払金の端数処理)

第5条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の有無等の明示)

第6条 前金払の対象となる工事及び前金払の割合については、入札条件としてあらかじめ入札者に対しこれを明示するものとする。

(前払金の支払)

第7条 前払金は、法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する前金払の保証について保証契約を締結した保証証書を寄託させ、前払金申出書(契約規則様式第13号その1)を受理した日から第2条第1項第1号については40日、第2条第1項第2号については30日以内に支払うものとする。

2 前項の規定による保証証書の寄託は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることをもって代えることができる。

(契約金額の変更に伴う前払金の増減)

第8条 公共工事の内容の変更その他の理由により契約金額を増額した場合にあっては、増額後の契約金額に第4条第1項の規定に相当する額(10万円未満の端数があるときは、第5条の規定による。以下同じ。)から支払済みの前払金の額を差し引いた額以内の額の前金払をすることができる。

2 公共工事の内容の変更その他の理由により契約金額を減額した場合にあっては、減額後の契約金額の10分の5以内の額を前払金として認めるものとし、支払済みの前払金の額が減額後の前払金として認めた額を超えたときは、その超えた部分について特別の理由があるものを除き、返還させるものとする。

3 前2項において、契約残期間が40日未満のときは、前払金の増額又は減

額は行わないものとする。

(部分払をする場合の前払金の精算方法)

第9条 前払金をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

(義務違反による前払金の返還)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。

(2) 契約者がその契約義務を履行しないとき。

(3) 当該公共工事の契約を解除したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の場合において、前払金を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該前払金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した金額に相当する利息を付すことができる。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。